

## 資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	令和5年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績	1
2	年度別最低賃金改正一覧表	5
3	令和5年度 地域別最低賃金 改定状況	7
4	令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況	9
5	特定（産業別）最低賃金に関する意向表明について	17
6	令和6年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について	19
7	特定（産業別）最低賃金の廃止に関する意向表明について	21
8	意向表明時点における特定（産業別）最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数	23
9	令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	25
10	鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績	33
11	日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて	35



令和5年度鳥取地方最低賃金審議会開催実績

番号	月日	開始時刻	会議名	主な審議内容
1	6月16日(金)	10:00	事業場視察 (株式会社エスマート エスマート鳥取南IC店)	公労使代表委員による視察の実施
2	6月23日(金)	10:00	公益委員会議	令和5年度審議会運営について
3	7月7日(金)	14:00	第538回地方最低賃金審議会	県最低賃金改正諮問、専門部会設置等
4	7月31日(月)	9:30	第539回地方最低賃金審議会	目安伝達、基礎調査結果、特定最賃必要性諮問、専門部会設置
5	7月31日(月)	10:50	第1回県最低賃金専門部会	専門部会の運営について
6	8月2日(水)	17:00	第2回県最低賃金専門部会	ビデオメッセージ放映、意見陳述、改正審議
7	8月4日(金)	13:30	第3回県最低賃金専門部会	改正審議
8	8月7日(月)	13:30	第4回県最低賃金専門部会	改正審議
9	8月8日(火)	13:30	第5回県最低賃金専門部会	改正審議
10	8月8日(火)	15:30	公益委員会議	公益見解について
11	8月9日(水)	9:30	第6回県最低賃金専門部会	改正審議、議決
12	8月9日(水)	11:45	第540回地方最低賃金審議会	改正審議、議決
13	8月25日(金)	11:00	第541回地方最低賃金審議会	異議審議、議決
14	9月11日(月)	9:30	第1回特定最低賃金専門部会 (電機)	改正の必要性の審議、議決
15	9月11日(月)	11:30	第1回特定最低賃金専門部会 (各商)	改正の必要性の審議、議決
16	9月13日(水)	17:00	第542回地方最低賃金審議会	改正の必要性の審議、議決、金額改定の諮問 (電機・各商)
17	10月3日(火)	17:00	第2回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議
18	10月5日(木)	17:00	第2回特定最低賃金専門部会 (各商)	金額審議
19	10月10日(火)	17:00	第3回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議
20	10月11日(水)	17:00	第3回特定最低賃金専門部会 (各商)	金額審議
21	10月13日(金)	17:30	第4回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議
22	10月16日(月)	9:50	第5回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議
23	10月16日(月)	16:30	第4回特定最低賃金専門部会 (各商)	金額審議、全会一致結審、6条5項適用
24	10月18日(水)	17:30	第6回特定最低賃金専門部会 (電機)	金額審議、全会一致結審、6条5項適用
25	3月15日(金)	16:00	第543回地方最低賃金審議会	特定最低賃金意向表明、審議会確認

# 令和5年度鳥取地方最低賃金審議会・各専門部会審議状況

鳥取地方最低賃金審議会(6回)		地域別最低賃金専門部会(県最賃6回)	
開催時期			
6/16(金)	事業場視察 10:00		
6/23(金)	公益委員会議 10:00		
7/7(金)	① 第538回鳥取地方最低賃金審議会 会長及び会長代理の選任について 審議会、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 鳥取県最低賃金改正決定について(諮問) 資料説明(事業場視察概要報告等含む) 専門部会の設置について 意見聴取の方法について(事業場視察概要報告等含む) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 最低賃金改正に係る要請の報告		
	「鳥取県最低賃金専門部会委員候補者推薦公示」 「鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条第5項)」 「鳥取県最低賃金改正審議に資するための関係労働者及び関係使用者からの意見発表者の募集」(ホームページほか)		
7/31(月)	② 第539回鳥取地方最低賃金審議会 9:30 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 意見聴取結果について 最低賃金に関する基礎調査結果等について 特定(産業別)最低賃金改正決定に係る申出について 特定(産業別)最低賃金改正決定の有無について(諮問)	① 第1回鳥取県最低賃金専門部会 10:50 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について	
	「特定(産業別)最低賃金専門部会委員推薦公示」		
8/2(水)		② 第2回鳥取県最低賃金専門部会 17:00 中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対するビデオメッセージ 関係労使の意見の申出について 意見陳述 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/4(金)		③ 第3回鳥取県最低賃金専門部会 13:30 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/7(月)		④ 第4回鳥取県最低賃金専門部会 13:30 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/8(火)	公益委員会議 15:30 鳥取地方最低賃金審議会および専門部会の審議状況について 公益委員見解について	⑤ 第5回鳥取県最低賃金専門部会 13:00 鳥取県最低賃金の改正審議	
8/9(水)	③ 第540回鳥取地方最低賃金審議会 11:30 鳥取県最低賃金専門部会報告について 鳥取県最低賃金の改正決定に関する答申について	⑥ 第6回鳥取県最低賃金専門部会 9:30 鳥取県最低賃金の改正審議 部会報告について	
	「改正県最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで) <異議申出あり>		
8/25(金)	④ 第541回鳥取地方最低賃金審議会(異議審) 11:00 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示の結果について 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問) 鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)		
・9月5日 官報公示			
・10月6日 効力発生			

**鳥取県最低賃金 時間額900円(46円引上)**

		特 定 ( 産 業 別 ) 最 低 賃 金 専 門 部 会	
		電気機械器具等最低賃金(6回)	各種商品小売業最低賃金(4回)
9/11(水)		① 第1回電気機械器具等最低賃金専門部会 9:30 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議	① 第1回各種商品小売業最低賃金専門部会 11:00 部会長、部会長代理の選出 会議、議事録、会議資料の公開と議事録の確認について 改正決定の必要性の審議
9/13(水)	⑤ 第542回鳥取地方最低賃金審議会 17:00 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無の部会報告 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無(審議)(答申) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について		
「改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示(最低賃金法第25条第5項)」			
10/3(火)		② 第2回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:00 最低賃金に関する基礎調査結果等について 書面意見聴取調査結果等について 金額審議	
10/5(木)			② 第2回各種商品小売業最低賃金専門部会 17:00 最低賃金に関する基礎調査結果等について 書面意見聴取調査結果等について 金額審議
10/10(火)		③ 第3回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:00 書面意見聴取調査結果等について 資料訂正について 金額審議	
10/11(水)			③ 第3回各種商品小売業最低賃金専門部会 17:00 資料訂正について 金額審議
10/13(金)		④ 第4回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:30 金額審議	
10/16(月)		⑤ 第5回電気機械器具等最低賃金専門部会 9:50 金額審議	⑥ 第4回各種商品小売業最低賃金専門部会 16:30 金額審議 部会報告(全会一致・6条5項適用) 改正決定について(答申)
10/18(水)		⑥ 第6回電気機械器具等最低賃金専門部会 17:30 金額審議 部会報告(全会一致・6条5項適用) 改正決定について(答申)	
「改正特定最賃異議申出公示」(公示期間:公示の日の翌日から起算して15日を経過する日まで) <異議申出なし>			
・11月15日 官報公示			鳥取県各種商品小売業最低賃金 時間額902円(184円引上)
・12月15日 効力発生			
・11月17日 官報公示		鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、 時間額906円(47円引上)	
・12月17日 効力発生			
令和6年3月15日(金)	⑥ 第543回鳥取地方最低賃金審議会 16:00 特定(産業別)最低賃金の改定に係る意向表明について 令和6年度の最低賃金審議について 令和6年度の事業場視察について		



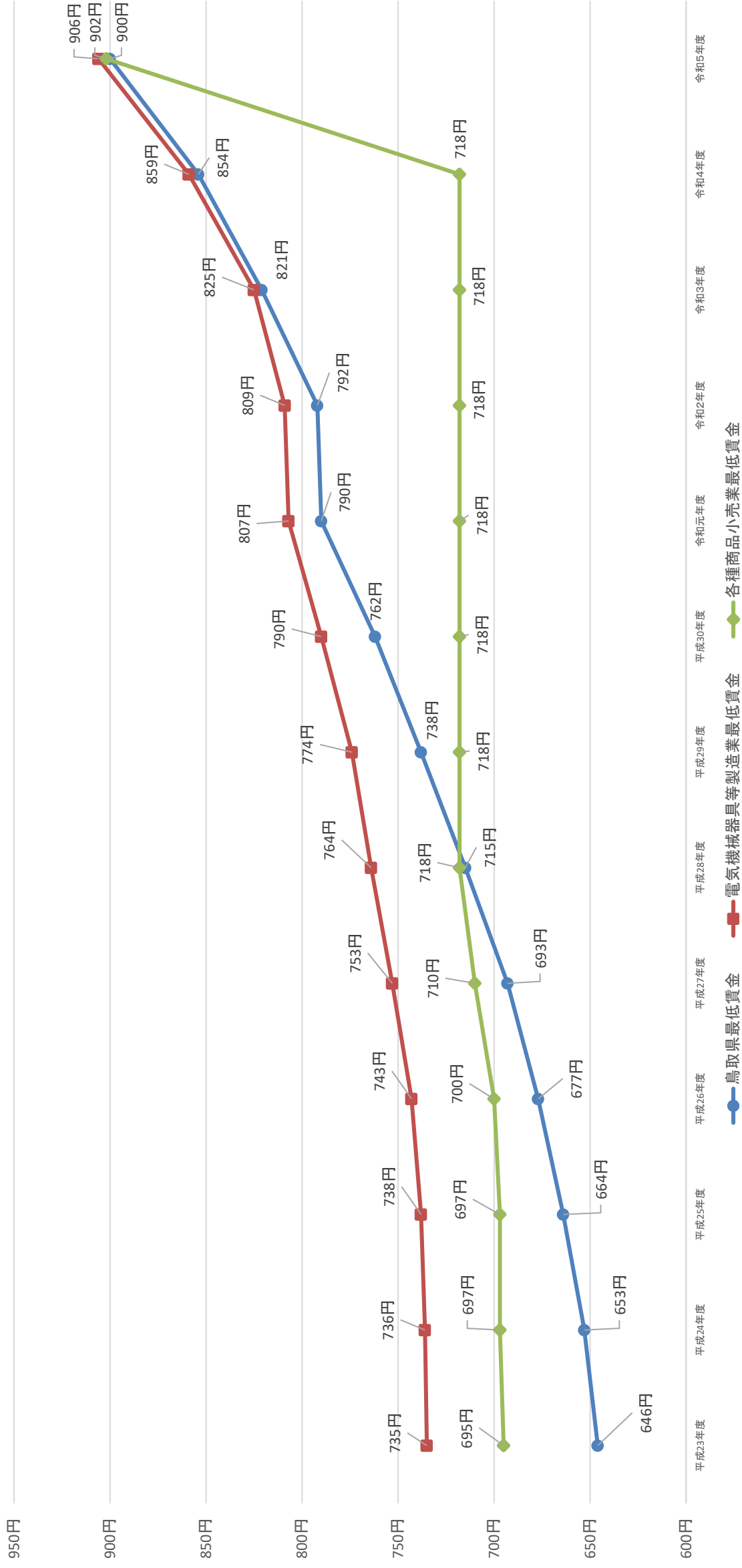
年度別最低賃金改正一覽表

鳥取県最低賃金		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間額		646円	653円	664円	677円	693円	715円	738円	762円	790円	792円	821円	854円	900円
引上げ額		4円	7円	11円	13円	16円	22円	23円	24円	28円	2円	29円	33円	46円
引上げ率		0.62%	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%	3.25%	3.67%	0.25%	3.66%	4.02%	5.39%
影響率		0.70%	2.26%	1.91%	3.15%	2.84%	5.51%	9.39%	10.30%	8.79%	4.46%	14.65%	17.60%	15.03%
発効日		H23.10.29	H24.10.20	H25.10.25	H26.10.8	H27.10.4	H28.10.12	H29.10.6	H30.10.5	R元.10.5	R2.10.2	R3.10.6	R4.10.6	R5.10.5

産業別最低賃金		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間額	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	735円	736円	738円	743円	753円	764円	774円	790円	807円	809円	825円	859円	906円
引上げ額		1円	1円	2円	5円	10円	11円	10円	16円	17円	2円	16円	34円	47円
引上げ率		0.14%	0.14%	0.27%	0.68%	1.35%	1.46%	1.31%	2.07%	2.15%	0.25%	1.98%	4.12%	5.47%
影響率		9.16%	6.86%	15.04%	17.00%	10.40%	15.14%	16.49%	13.14%	19.88%	7.20%	20.78%	26.39%	29.94%
最賃比率		113.78%	112.71%	111.14%	109.75%	108.66%	106.85%	104.88%	103.67%	102.15%	102.15%	100.49%	100.59%	100.67%
発効日		H24.1.27	H25.1.17	H26.1.9	H26.12.25	H27.12.19	H28.12.22	H30.1.11	H30.12.28	R元.12.28	R2.12.30	R3.12.17	R4.12.17	R5.12.17

鳥取県各種商品小売業最低賃金		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間額		695円	697円	697円	700円	710円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	718円	902円
引上げ額		1円	2円	改正審議なし	3円	10円	8円	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	184円
引上げ率		0.14%	0.29%	改正審議なし	0.43%	1.43%	1.13%	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	25.63%
影響率		0.23%	0.21%	改正審議なし	0.00%	0.40%	0.00%	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	18.55%
最賃比率		107.59%	106.74%	改正審議なし	103.40%	102.45%	100.42%	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	100.22%
発効日		H24.2.9	H25.2.7	改正審議なし	H26.12.13	H27.12.19	H28.12.17	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	改正審議なし	R5.12.15

### 鳥取県の最低賃金額





## 令和5年度 地域別最低賃金 改定状況

鳥取労働局

都道府県名	ランク	目安額	最低賃金額【円】(※)	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	6	2023年10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	5	2023年10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	7	2023年10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	2	2023年10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	2	2023年10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	1	2023年10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	1	2023年10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	1	2023年10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	2	2023年10月8日
福井	B	40	931 (888)	43	3	2023年10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	1	2023年10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	7	2023年10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	7	2023年10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	1	2023年10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	4	2023年10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	5	2023年10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	1	2023年10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	8	2023年10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	6	2023年10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	6	2023年10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	6	2023年10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	5	2023年10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	5	2023年10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	4	2023年10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額



## 令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
北海道	960	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	996	R5.12.1
		鉄鋼業	1,030	R5.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997	R5.12.1
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	990	R5.12.1
青森	898	鉄鋼業	992	R6.1.19
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927	R6.1.19
		各種商品小売業	921	R5.12.21
		自動車小売業	923	R5.12.21
岩手	893	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	949	R5.12.30
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	925	R5.12.30
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	917	R5.12.30
		百貨店、総合スーパー	800 (※)	H30.12.28
		各種商品小売業	767 (※)	H28.12.11
		自動車小売業	945	R5.12.30
宮城	923	鉄鋼業	1,003	R5.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959	R5.12.15
		自動車小売業	986	R5.12.15
秋田	897	非鉄金属製錬・精製業	961	R5.12.24
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	930	R5.12.24
		自動車・同附属品製造業	961	R5.12.24
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	938	R5.12.24
山形	900	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	961	R5.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	945	R5.12.25
		自動車・同附属品製造業	961	R5.12.25
		自動車整備業	965	R5.12.25
福島	900	非鉄金属製造業	945	R5.12.20
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	928	R6.1.12
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880 (※)	R4.12.30
		輸送用機械器具製造業	954	R5.12.28
		自動車小売業	960	R5.12.2

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
茨 城	953	鉄鋼業	1,046	R5.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,005	R5.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	1,002	R5.12.31
		各種商品小売業	881 (※)	R3.12.31
栃 木	954	塗料製造業	1,061	R5.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,007	R5.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	1,008	R5.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,008	R5.12.31
		自動車・同附属品製造業	1,016	R5.12.31
		各種商品小売業	874 (※)	R2.12.31
群 馬	935	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,017	R5.12.29
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,006	R5.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,006	R5.12.29
		輸送用機械器具製造業	1,006	R5.12.29
埼 玉	1028	非鉄金属製造業	1,048	R5.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055	R5.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,055	R5.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,064	R5.12.1
		各種商品小売業	849 (※)	H28.12.1
		自動車小売業	1,060	R5.12.1
千 葉	1026	調味料製造業	889 (※)	H29.12.25
		鉄鋼業	1,096	R5.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	H30.12.25
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	H29.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055	R5.12.25
		各種商品小売業	848 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	922 (※)	H30.12.25
東 京	1113	鉄鋼業	871 (※)	H26.3.23
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	H22.12.31
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	H22.12.31
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	H24.2.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
神奈川県	1,112	塗料製造業	894 (※)	H27.3.1
		鉄鋼業	874 (※)	H26.3.15
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	H22.12.20
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	H25.3.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	H27.3.1
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	H25.3.1
		自動車小売業	842 (※)	H23.12.21
新潟県	931	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005	R5.12.27
		各種商品小売業	932	R5.12.30
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	997	R5.12.20
富山県	948	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781 (※)	H27.12.26
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	995	R5.12.20
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	951	R5.12.24
		百貨店、総合スーパー	955	R5.12.15
		自動車(新車)小売業	769 (※)	H23.1.20
石川県	933	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782 (※)	H29.12.31
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 (※) 6,102 (日額)	H11.12.26
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	1,000	R5.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	963	R5.12.31
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	1,000	R5.12.31
		百貨店、総合スーパー	950	R5.12.31
福井県	931	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830 (※)	R1.12.24
		繊維機械、金属加工機械製造業	933	R5.12.24
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 (※)	R1.12.24
		百貨店、総合スーパー	840 (※)	R2.12.24
山梨県	938	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997	R5.12.16
		自動車・同附属品製造業	971	R5.12.10
長野県	948	印刷、製版業	850 (※)	R1.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	994	R5.12.20
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	983	R5.12.24
		各種商品小売業	950	R5.12.31

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
岐 阜	950	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R5.12.21
		自動車・同附属品製造業	1,005	R5.12.21
		航空機・同附属品製造業	1,031	R5.12.21
静 岡	984	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915 (※)	R3.12.20
		鉄鋼、非鉄金属製造業	1,012	R5.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	1,028	R5.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	997	R5.12.21
		各種商品小売業	886 (※)	R1.12.21
愛 知	1027	染色整理業	732 (※)	H20.12.16
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,059	R5.12.16
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968 (※)	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	H29.12.16
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	H30.12.16
		輸送用機械器具製造業	1,028	R5.12.16
		各種商品小売業	847 (※)	H28.12.16
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	H19.12.16
三 重	973	ガラス・同製品製造業	923 (※)	R3.12.21
		鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄、鑄鉄管製造業	739 (※) 5,907 (日額)	H10.12.15
		電線・ケーブル製造業	999	R5.12.21
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	H27.12.20
		一般機械器具製造業	762 (※)	H15.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987	R5.12.21
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	1,022	R5.12.21
滋 賀	967	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	H28.12.30
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	1,000	R5.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,013	R5.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,003	R5.12.31
		自動車・同附属品製造業	1,016	R5.12.31
		各種商品小売業	840 (※)	H30.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
京 都	1008	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 (※)	R1.12.22
		ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	H20.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,025	R6.2.4
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	1,028	R6.2.4
		各種商品小売業	938 (※)	R4.1.26
		自動車(新車)小売業	939 (※)	R4.1.26
大 阪	1064	塗料製造業	1,070	R5.12.1
		鉄鋼業	1,066	R5.12.1
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993 (※)	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,070	R5.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,068	R5.12.1
		自動車・同附属品製造業	1,068	R5.12.1
		自動車小売業	993 (※)	R3.12.1
兵 庫	1001	繊維工業	800 (※)	H28.3.1
		塗料製造業	1,048	R5.12.1
		鉄鋼業	1,065	R5.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,035	R5.12.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,002	R5.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,002	R5.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,075	R5.12.1
		各種商品小売業	797 (※)	H28.2.1
奈 良	936	自動車小売業	963 (※)	R4.12.1
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905 (※)	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891 (※)	R3.12.29
		木材・木製品・家具・装備品製造業	816 (※) 6,527 (日額)	H1.1.25
和歌山	929	鉄鋼業	1,050	R5.12.30
		百貨店、総合スーパー	869 (※)	R3.12.30
鳥 取	900	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	906	R5.12.17
		各種商品小売業	902	R5.12.15

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
島 根	904	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	1,034	R5.12.2
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,010	R5.12.9
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929	R5.12.10
		自動車・同附属品製造業	970	R5.12.15
		百貨店、総合スーパー	905	R5.12.28
		自動車(新車)小売業	960	R5.11.29
岡 山	932	耐火物製造業	980	R5.12.21
		鉄鋼業	1,050	R5.12.15
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,005	R6.1.11
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	974	R5.12.21
		自動車・同附属品製造業	991	R5.12.15
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,041	R5.12.29
		各種商品小売業	933	R6.1.10
広 島	970	製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	1,064	R5.12.31
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	1,002	R5.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,020	R5.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	995	R5.12.31
		自動車・同附属品製造業	998	R5.12.31
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,030	R5.12.31
		各種商品小売業	903 (※)	R3.12.31
		自動車小売業	993	R5.12.31
山 口	928	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1,064	R5.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	986	R5.12.15
		輸送用機械器具製造業	1,036	R5.12.15
		百貨店、総合スーパー	948	R5.12.15
徳 島	896	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876 (※)	R3.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,020	R5.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	983	R5.12.21
香 川	918	冷凍調理食品製造業	849 (※)	R3.12.15
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,040	R5.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	982	R5.12.15
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,041	R6.1.3

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。



令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
愛媛	897	パルプ、紙製造業	1,006	R5.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	997	R5.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	987	R5.12.25
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,015	R5.12.25
		各種商品小売業	854 (※)	R4.12.25
高知	897	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 (※)	R1.12.29
		一般貨物自動車運送業	910	H19.6.2
福岡	941	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,053	R5.12.10
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,019	R5.12.10
		輸送用機械器具製造業	1,029	R5.12.10
		百貨店、総合スーパー	945	R5.12.10
		自動車(新車)小売業	1,028	R5.12.10
佐賀	900	陶磁器・同関連製品製造業	901	R5.12.9
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	974	R5.12.29
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	943	R5.12.29
長崎	898	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 (※)	R1.12.7
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864 (※)	R3.12.29
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875 (※)	R1.11.29
熊本	898	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940	R5.12.15
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	965	R5.12.15
		百貨店、総合スーパー	855 (※)	R4.12.15
大分	899	鉄鋼業	1,053	R5.12.25
		非鉄金属製造業	1,005	R5.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	941	R5.12.25
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	951	R5.12.25
		各種商品小売業	716 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	942	R5.12.25
宮崎	897	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	H26.12.26
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831 (※)	R3.12.24
		各種商品小売業	705 (※)	H27.12.24
		自動車(新車)小売業	927	R5.12.20

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
鹿児島	897	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842 (※)	R3.12.17
		百貨店、総合スーパー	693 (※)	H26.12.26
		自動車(新車)小売業	945	R5.12.24
沖縄	896	糖類製造業	769 (※)	H30.11.25
		新聞業	879 (※)	R4.11.17
		各種商品小売業	770 (※)	H30.11.23
		自動車(新車)小売業	770 (※)	H30.11.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のもので適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

2024年 2月 9日

鳥取労働局長

平川 雅浩 殿

鳥取市立川町7-101  
電機連合鳥取地域協議会  
議長 笥 憲之 介

## 特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、下記の通り申し出を行うことを表明する。

## 記

## 1. 特定（産業別）最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

## 2. 特定（産業別）最低賃金

鳥取県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 18歳未満または65歳以上の者
- ② 雇入後6ヶ月未満の者であって技能習得中の者
- ③ 次に掲げる業務に主として従事する者

イ) 清掃または片付けの業務

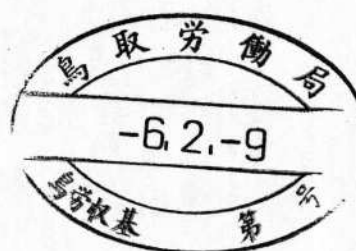
ロ) 手作業によりまたは手工具、もしくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装または箱詰め業務

## 3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

## 4. 申し出の時期

2024年7月末



以上



2024年2月9日

鳥取労働局長  
平川 雅浩 殿

鳥取市天神町30-5  
U A モンゼン 鳥取県支部  
支部長 花畑 仁史

令和6年度における特定（産業別）最低賃金の改正に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和6年度において下記内容の特定（産業別）最低賃金の改正申し出を行う意向を表明します。

記

1. 特定（産業別）最低賃金の件名  
鳥取県各種商品小売業最低賃金

2. 申し出の理由  
鳥取県内の各種商品小売業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出することとしている。

3. 申し出の時期  
2024年7月末日迄



以上



令和6年3月1日

鳥取労働局長  
平川 雅浩 殿鳥取市本町3丁目201番地  
一般社団法人鳥取県経営者協会  
会長 平井 耕司

## 特定(産業別)最低賃金の廃止に関する意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定により、令和6年度において下記内容の特定(産業別)最低賃金の廃止申出を行う意向を表明します。

## 記

## 1 特定(産業別)最低賃金の件名

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金

## 2 申出の理由等

鳥取県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における最低賃金に関し、地域別最低賃金に対する特定最低賃金としての優位性が低下していることから、当該最低賃金が適用される事業者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

## 3 申出の時期

令和6年7月上旬

以上







意向表明時点における特定(産業別)最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数

最低賃金の件名及び産業分類	適用使用者数	適用労働者数 <基幹的労働者数>
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金	165人※①	7,247人 ※①
	(167人)	(7,457人)
鳥取県各種商品小売業最低賃金	7人※②	1,244人 ※②
	(7人)	(1,355人)

※( )内の数字は昨年度の数値

※①平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース(令和3年次フレーム)を基に、

事業場の成立及び廃止情報及び令和5年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

※②全数調査した結果及び令和5年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月28日(月)		11月27日(水)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。  
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月6日(日)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)



## 鳥取地方最低賃金審議会事業場視察実績

## ○平成 29 年度

平成 29 年 7 月 31 日(月)

(午前中に視察、午後、本審と第 1 回専門部会)

視察事業場	オリイ精機(株)	(代表取締役 小林正昭)
所在地	鳥取市若葉台南 7 丁目 4 番 3 号	
業務内容	プレス自動化装置等の製造	
労働者数	39 人	

## ○平成 30 年度

平成 30 年 7 月 25 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 2 日に本審、25 日に視察、30 日に本審)

視察事業場	(株)吉谷機械製作所	(代表取締役 吉谷典雄)
所在地	鳥取市古海 3 5 6 - 1	
業務内容	消防ポンプ自動車・消防用機械器具の製造販売等	
労働者数	82 名	

## ○令和元年度

令和元年 7 月 17 日(水)

(県最賃の諮問を行う審議会において事業場視察について決定、目安伝達を行う審議会の前に実施・7 月 5 日に本審、17 日に視察、8 月 2 日に本審)

視察事業場	(株)ファイナル	(代表取締役会長 森下 辰夫)
所在地	鳥取市上味野 1 5 番地	
業務内容	健康食品、健康茶の委託製造	
労働者数	82 名	

## ○令和 2 年度・令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

## ○令和4年度

令和4年6月17日(金)

(令和4年4月中に全委員に対し、面談等により、本審開催前に事業場視察を公労使代表委員により実施することです承、6月17日に視察実施、7月4日本審にて報告)

視察事業場	(株)アキラス (代表取締役 河毛 寛)
所在地	鳥取市河原町今在家600 今在家工場
業務内容	食料品製造業 (弱電業務も実施)
労働者数	35名

## ○令和5年度

令和5年6月16日(金)

(令和5年4月中に全委員に対し、面談等により、本審開催前に事業場視察を公労使代表委員により実施することです承、6月16日に視察実施、7月7日本審にて報告)

視察事業場	(株)エスマート (代表取締役社長 寺谷 淳) エスマート鳥取南IC店 (店長 横田 秀美)
所在地	鳥取市河原町布袋198-1
業務内容	各種食料品小売業
労働者数	498名 (企業全体)

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

## 1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」、「」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

## 2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店**、**総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

### <旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
			各種商品小売業
56	561	5611	百貨店、総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58	589	5891	飲食料品小売業 コンビニエンスストア
60	603	6031	その他の小売業
		6091	ドラッグストア
		6091	ホームセンター



### <新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	
			砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
			各種商品小売業	
56	561	5611	百貨店	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

## 3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかが確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



## 答申文のイメージ

### ＜答申文（本体）＞

●●労働局長  
●●地方最低賃金審議会長  
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）  
(以下、略)

### 件名は諮問に揃える

●●労働局長  
●●地方最低賃金審議会長  
●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）  
(以下、略)

### ＜答申文（別紙）＞

(別紙)  
●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金  
1 (略)  
2 適用する使用者  
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者  
4～6 (略)

### 新産業分類に基づく件名を記載

### (別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金  
1 (略)  
2 適用する使用者  
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者  
4～6 (略)

### 新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載